

## 大阪市立小・中学校空調設備整備事業 実施方針の修正にかかる新旧対照表

No.	頁	項番				修正前	修正後	
1	1	1	1	(3)		本市の市立小学校 <b>266</b> 校、市立中学校 <b>117</b> 校及び市立義務教育学校1校において、更新が必要な特別教室等及び未整備の特別教室等、 <b>2,412</b> 室を対象に空調設備の整備を実施する。また、事業期間を通して整備対象設備の維持管理を行う。	本市の市立小学校 <b>264</b> 校、市立中学校 <b>118</b> 校及び市立義務教育学校1校において、更新が必要な特別教室等及び未整備の特別教室等、 <b>2,393</b> 室を対象に空調設備の整備を実施する。また、事業期間を通して整備対象設備の維持管理を行う。	
2	2	1	1	(7)	※	※選定事業者は、この整備順序に基づいて、空調設備の整備を行う。ただし、本市が対象校の整備年度の変更を求めた場合は、 <u>それに従うこと。</u>	※選定事業者は、この整備順序に基づいて、空調設備の整備を行う。ただし、本市が対象校の整備年度の変更を求めた場合は、 <u>それに応じること。なお、これにより選定事業者が整備順序計画の変更を必要とする場合、本市は協議に応じるものとする。</u>	
3	3	1	1	(8)	⑥	a	a. 空調設備の所有権移転後に、対象校の学級増、統廃合、改修・改築工事、設備工事等により空調設備の移設が必要となった場合の移設 <b>等業務</b>	a. 空調設備の所有権移転後に、対象校の学級増、統廃合、改修・改築工事、設備工事等により空調設備の移設が必要となった場合の移設業務
4	9	2	5	(2)	②		②「施工業務」及び「移設 <b>等業務</b> 」を行う者の要件	②「施工業務」及び「移設業務」を行う者の要件
5	13	3	2	(4)			本市が実施するモニタリングの結果、選定事業者が実施する設計、施工、工事監理、維持管理及び移設 <b>等</b> の各業務の水準が業務水準を満たしていないことが判明した場合、本市は、選定事業者に対し改善勧告やサービスの対価の減額等の措置を行う。	本市が実施するモニタリングの結果、選定事業者が実施する設計、施工、工事監理、維持管理及び移設の各業務の水準が業務水準を満たしていないことが判明した場合、本市は、選定事業者に対し改善勧告やサービスの対価の減額等の措置を行う。
6	18						<b>本事業の対象校の変更は、別紙1 本事業の対象校一覧 新旧対照表による</b>	